

奈良高等学校 部活動の在り方に関するガイドライン

奈良県立奈良高等学校

1 ガイドライン策定の趣旨

本ガイドラインは、「奈良県部活動の在り方に関する方針(奈良県教育委員会、令和2年4月)」を踏まえ、奈良高等学校の部活動が適切に実施されることを目指すものである。

2 適切な指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (2) 校長は、学校全体として適切な指導・運営及び管理に係る部活動体制の構築を図る。
- (3) 校長は、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、教師の部活動指導に係る業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- (4) 校長は、各学期毎に「部活動点検の日」を1回設定し、適切な部活動の実施を点検する。

3 適切で安全かつ合理的・効果的な部活動の在り方について

- (1) 部活動の実施に当たっては、学校全体として生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を推進する。
- (2) 生徒の心身の健康管理、事故防止について、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、指導を行う。また、災害や事故、けが等が発生した場合は、危機管理マニュアルに沿って対処する。
- (3) 部顧問は、合理的かつ効率的・効果的なトレーニングなどの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、本校の実態を踏まえた効果が得られる指導を行う。
- (4) 活動時間は、平日は2時間程度、休業日(長期休業を含む)は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、生徒・保護者に十分な理解を得た上で、生徒の発達段階及び多様なニーズ等に応じ、活動時間を設定することもできる。休養日は、原則、週当たり2日以上を設定する。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。なお、休養日及び活動時間等の設定については、週間、月間、年単位での活動頻度・時間の目安を定めてもよい。
- (5) 高温下での活動や急激な天候変化については、マニュアルに基づいた指導により、熱中症などの事故防止に努める。

4 体罰・ハラスメントの根絶に向けて

- (1) 体罰やハラスメントなどの不適切な行為は、重大な人権侵害であり、絶対許されない行為であることを根底において指導を行う。
- (2) スクールカウンセラーなどを活用した、体罰やハラスメントなどの不適切な行為に関する相談窓口を設置するとともに、その周知を行う。
- (3) 各学期毎に1回実施する「部活動点検の日」により、体罰やハラスメントなどの不適切な行為の根絶に向けた取組を点検する。

5 指導力の向上に向けて

- (1) 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容・方法を取り入れることができるように学校内外での研修・研究を行う。
- (2) 体罰やハラスメントなどの不適切な行為の根絶に向けた学校内外での研修・研究を行う。

6 その他

- (1) このガイドラインは、HPに掲載され、保護者等へ周知されることとする。
- (2) このガイドラインは、適宜、検討・見直しを図られることとする。
- (3) このガイドラインに定めるもののほか、必要なものは別に定める。